

固定資産現所有者申告書 兼 現所有者（相続人）代表者変更届

東久留米市長 殿

令和 年 月 日

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、地方税法（以下「法」）第9条の2に規定する相続人の代表者並びに法第384条の3及び東久留米市税条例第74条の3に規定する「現所有者」の届出について次のとおり提出します。

（死亡所有者）	フリガナ		生年月日	年 月 日			
	氏名						
	死亡時の住所 <small>（住民登録地の住所）</small>		死亡年月日	年 月 日			
現所有者（納税義務者）代表	設定・変更前	フリガナ		生年月日	年 月 日		
		氏名					
		住所		連絡先	（ ）		
			死亡者との続柄		相続分 <small>（任意）</small>	／	
	変更後	フリガナ		生年月日	年 月 日		
		氏名					
住所			連絡先	（ ）			
		死亡者との続柄		相続分 <small>（任意）</small>	／		
（裏面にも欄があります） 代表者以外の相続人	（フリガナ） 氏名		住所	生年月日	死亡者との続柄	相続分 <small>（任意）</small>	
				年 月 日		／	
				年 月 日		／	
				年 月 日		／	
相続登記について		1. 登記済 2. 登記予定（ 年 月頃） 3. 登記未定					
口座振替	納税方法を口座振替にしている方で、口座名義が所有者（死亡者）の方のみ下記のいずれかに○をつけてください 1. 現所有者の振替口座へ変更します 2. 口座振替をやめます ※納税方法を口座振替にしている方で口座名義が所有者（死亡者）でない場合は、原則として口座は継続されます。 ※記入がない場合、口座振替は停止（納付書払い）となります。 ※「口座を変更します」に○をつけた方は、「口座振替依頼書」も併せてご提出ください。 ※本申請後、口座の名義人以外の方に所有権移転登記がされた場合は、口座は引継ぎされません。						

*相続人本人の署名が困難な場合、本人の了承を得ていただければ代筆でも構いません。

（添付書類）	(1) 戸籍謄本の写し（相続の場合のみ。亡くなられた個人と現所有者との関係が確認できるもの。） (2) 代表者の本人確認書類の写し（運転免許証・個人番号カード（表面）、健康保険証等） ※代表者変更の場合は、変更前後2人分必要です。 (3) 相続放棄している場合には、相続放棄申述受理通知書又は相続放棄申述受理証明書の写し (4) 法定相続分と異なる割合の相続や生前に贈与や売買等があったが未登記である場合等は、「遺言書（写し）」 「遺産分割協議書（写し）」「贈与を証する書面（写し）」「売買契約書（写し）」等 ※詳細につきましては、別途ご相談ください。
--------	--

現所有者(納税義務者)	代表者以外の相続人	(フリガナ) 氏名	住 所	生年月日	死亡者 との続柄	相続分 (任意)
				年 月 日		/
				年 月 日		/
				年 月 日		/
				年 月 日		/
				年 月 日		/
				年 月 日		/
				年 月 日		/
				年 月 日		/
				年 月 日		/
				年 月 日		/
				年 月 日		/
				年 月 日		/
				年 月 日		/

【市受付欄】ご記入は不要です

受領年月日	本人確認書類確認者		添付資料確認者	
	日付		日付	
本人確認書類	運転免許証・個人番号カード(表面)・健康保険証・その他()			

	処理年月日	担当者	確認者	備考
送付先				
付替え				